

第 5 章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

第5章 計画の推進

1 推進体制

県は、計画を総合的に推進する体制の充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる県民、事業者等の多様な主体との連携と協力のもとに計画を推進します。

(1) 県の推進体制の充実

- 本計画に基づく環境保全に関する施策の実効性を確保するため、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 多様な主体との連携

- 本計画の推進に当たり、県民、事業者、民間団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携と協働による取組みを進める必要があります。

このため、県は、県民や事業者、民間団体等に対し、積極的に環境に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、多様な主体の参画と協働を促進します。

また、市町に対し、環境情報の提供や意見交換等を行うことにより、相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については、国や他の地方公共団体との連携と調整に努めます。

2 進行管理

本計画の実効性を確保するため、進捗状況を客観的に評価し、課題を整理したうえで、施策を継続的に見直ししながら、計画の着実な推進を図ります。

(1) 進捗状況の評価

- 計画に掲げる環境指標の達成状況や施策の実施状況などをもとに、P D C A (PLAN → DO → CHECK → ACTION) サイクルを通じて、計画の進捗状況の評価し、適切な進行管理を行います。
- 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

- 県民や事業者等各主体の環境への理解と認識を深め、自主的・積極的な行動の促進を図るため、環境の状況、施策の実施状況等について、環境白書を作成し、公表します。